

2019 年度

障がいのある学生に対する合理的配慮の取組状況について

2019 年度 4 月 1 日より「星美学園短期大学障がい学生支援基本方針」が施行となり、2019 年度は、以下の取り組みを実施した。

1. 障がい学生支援コーディネート・チームの立ち上げ

障がい学生支援の体制整備として、専任教職員 4 名（学科、教務部、学生部、事務部の代表者）から成る「障がい学生支援コーディネート・チーム」を発足させた。具体的には、学内支援体制のシステムづくり、教職員への理解・啓発を行っていく。

本年度は、①学内における合理的配慮の申請から実施までの流れの作成、②入学前面談の手引きの作成と面談の実施、③障がいおよび合理的配慮の理解・啓発および学内対応の周知徹底を目的とした教職員研修を計画・実施している。

2. 入学志願者および入学生の支援の実施

オープンキャンパスの際に、該当となる受験生に対して、入試における合理的配慮の説明および合理的配慮の書類一式を配付した。

合理的配慮願が提出された受験生に対しては、合理的配慮願の内容に基づき、AO 入試において面接時間の延長の対応を実施した。

受験時に合理的配慮願を提出した入学生を対象として、入学前面談を実施し、入学前に学生生活における合理的配慮の具体的内容について話し合い、合意形成を図った。

3. 教職員研修

障がいに関する知識および合理的配慮における法令、学内支援体制について周知徹底を図るため、全教職員を対象とした研修会を実施した。

以上